

農林水産工事全般 検査指摘事項例

1 書類検査指摘事項

(1) 施工体制関係

- 施工体制台帳等は、最新様式を使用すること（外国人建設就労者の従事状況欄不要）
- 施工体制台帳（元請）の許可業種は全業種、下請分は今回必要業種を記載すること
- 施工体系図は、下請追加や内容変更時に速やかに更新・掲示（写真管理）すること
- 下請契約は、内訳書に法定福利費の内訳金額（健康保険料等）を明記すること
- 下請負人には、再下請負通知書に関する通知を行い、現場に掲示すること
- 作業員名簿は、※印欄、教育・資格・免許欄等を記入し、元請が確認押印すること
- 作業員名簿は、元請が新規入場者（調査票）を確認の上、入場日等を記入すること
- 作業員名簿・新規入場者調査票・建退共就労状況報告書は、互いに整合させること
- 外国人技能実習生等の入場は、現場従事期間における就労関係書類を整理すること

(2) 施工計画書関係

- 施工計画書（変更）は、指示書等による追加工事分でも当該施工前に提出すること
- 施工フローは、全工種の施工順序が分かるように作成すること（必要に応じて変更）
- 施工方法は、当該現場に即した内容を検討し、現場施工と一致するものとする
- コンクリート打設方法は、打設箇所に応じた打設方法（ポンプ等）を記載すること
- 暑中・寒中コンクリート工は、打設時期を踏まえて記載すること（工期延長に注意）
- 自社管理基準は、①自社管理基準を設けた目的、②自社管理項目と目標値及びその設定の考え方、③目標値内に収めるための管理の工夫、④自社管理基準を超えた場合の対応について具体的に記載すること
- 段階確認及び立会一覧は、仕様書等に定める施工段階と予定時期を記載すること
- 使用機械は、1台毎に型式等を記載すること（特定自主検査記録表と整合）
- 安全管理（緊急連絡先）は、休日・夜間を含む県連絡先を記載（更新）すること
- 過積載防止対策は、県要領に基づき搬出・搬入物毎の管理方法等を記載すること

(3) 施工管理（出来形・品質）関係

- 共通仕様書は、適用するものの該当箇所を確認し、規定どおりに施工管理すること
- 設計照査は、照査項目チェックリストを用いて実施すること（工事追加時も実施）
- 出来形管理は、施工管理基準に基づき対象工種において漏れなく実施すること
- 出来形管理表は、出来形の測定年月日を記載すること（基準高の沈下等を確認）
- 品質管理は、適用する施工管理基準の頻度で実施すること（基準により頻度が相違）
- ヒストグラムや管理図は、出来形だけでなく品質のばらつきも作成・評価すること
- コンクリート打設は、打設高さ、打設時間、1層の高さ、パイプレータ挿入深さ・間隔、養生方法・期間、打継目処理等を適切に管理すること（要写真管理）
- 段階確認及び立会の結果（写真、試験値等）は、わかりやすく整理すること
- 起工・出来形（ICT 土工含む）測量に用いた機器等は、検定書類を添付すること
- ICT 土工の3次元測量は、精度確認試験結果（起工・出来形）を報告すること
- ICT 土工の3次元設計データは、チェックシートにより監督員の確認を得ること
- ICT 土工の出来形管理は、管理図表により監督員の確認を得て次工程に進むこと

(4) 写真管理関係

- 写真管理は、施工管理基準の該当工種に基づいて実施すること（施工計画書に要記載）
- 完成後に確認できない不可視部分は、施工時に施工状況や出来形を撮影すること

- 仕様書で定める施工方法（転圧機械、盛土厚等）は、その状況を撮影すること
- 状況写真は、必要に応じ撮影日や施工箇所を黒板に表示すること
- 鋼材・鉄筋は、タグやロールマークを写真管理すること（品質証明書と突合）
- 過積載防止対策要領に基づき、搬出・搬入の荷姿を規定の頻度で撮影すること
- 計測器具の目盛は、値が読めるように撮影すること

(5) 材料関係

- 使用材料は、監督員の確認・承認後に使用すること
- 材料確認願等の添付カタログには、使用規格・寸法等が判るよう明示すること
- コンクリート二次製品（JIS 以外）は、納入時の確認検査報告書を作成すること
- 材料検収は、設計値と実測値を比較確認すること（要写真管理）
- 資材保管は、りん木の上に資材を置きシートで覆うこと（要写真管理）
- 使用材料は、必要な品質証明書や出荷証明書を整理すること

(6) 安全管理関係

- 新規入場者教育及び安全教育の資料は、施工現場特有の内容を含め作成すること
- 災害防止協議会は、全ての下請業者が参加すること
- 作業主任者は、資格を有する者を選任し、現場に名簿を掲示すること
- 緊急連絡網や避難経路図を整備し、作業員に周知すること

(7) 産廃・再生資源関係

- 産廃の確認資料は、設計計上に関わらず廃棄したものを含めること（廃プラ等）
- マニフェスト（D・E 票）や処理委託契約書、委託先許可書を整理すること
- 再生資源利用（促進）計画書は、現場実態や設計変更を反映して変更すること
- 再生資源利用（促進）実施書、再資源化等報告書は、工事完了時に提出すること
- 再生資源の対象には、2 次製品や木材、塩ビ管、金属くず等も含めること
- 建設発生土の受入又は他工事搬出では、所定の受領書を交付又は受領すること

(8) その他全般

- 「建設業退職金共済制度加入労働者数報告書」を下請から受領すること（着手時）
- 「建設業退職金共済制度掛金充当実績総括表」を提出すること（完成時）
- 建設業退職金共済制度の共済証紙には、会社名・年月日入りの消印をすること
- 打合せや協議結果は、速やかに打合せ簿を作成して提出すること
- 中間検査指摘事項の是正は、速やかに打合せ簿にて監督員へ報告すること

2 現地検査指摘事項

- 盛土法面の浸食箇所を補修すること（引き渡し前の一般的損害は受注者負担）
- 構造物周辺は、良質材で埋戻し、検査時に生じた沈下や空隙を補修すること
- コンクリートの打継目処理及び養生を適正に実施すること
- コンクリートの気泡・豆板・欠損を補修すること
- コンクリートのクラックを経過観察し、状況に応じた補修を行うこと
- コンクリート 2 次製品の切断面や欠損部は、モルタル等で補修すること
- 鋼製品の切断面、被膜の剥がれ及び錆は、塗装又はメッキで補修すること
- 植生や吸出防止材等のシート類は、必要な重ね代を確保すること
- ブロックやかご枠は、連結をメーカー仕様どおりに行うこと
- 仮設足場は、法令基準を満足する構造で設置すること（床材の隙間、幅木設置等）
- 現場掲示物は、所定の掲示を行い、変更があった場合に速やかに再掲示すること